

リニア中央新幹線京都誘致推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 リニア中央新幹線の京都誘致に向け、各局区等が主体的な活動を展開するとともに、効率的な連携及び調整を図り、全庁を挙げて強力に取り組むを推進するため、リニア中央新幹線京都誘致推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(構成)

第2条 推進本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (5) 会計管理者
- (6) 都市経営戦略監
- (7) 企画監
- (8) 危機管理監
- (9) 産業・文化融合戦略監
- (10) 文化芸術政策監
- (11) まちづくり政策監
- (12) デジタル化戦略監
- (13) 観光政策監
- (14) 木の文化・森林政策監
- (15) 監察監
- (16) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長及び市長が指名する担当局長
- (17) 消防局長
- (18) 区長及び担当区長
- (19) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員
(本部長及び副本部長)

第3条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は市長とし、副本部長は副市長とする。

3 本部長は、会務を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を推進本部に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、総合企画局総合政策室において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則（平成26年2月20日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。